

総務省 規制の事前評価書

(移動受信用地上放送の早期実現のための制度整備)

所管部局課室名：情報流通行政局 放送政策課

電話：03-5253-5776

メールアドレス：broadcast@ml.soumu.go.jp

評価年月 平成21年1月

1 規制の目的、内容及び必要性

(1) 規制の目的及び内容

平成19年6月に受けたVHF/UHF帯における電波の有効利用のための技術的条件に係る情報通信審議会からの一部答申を踏まえ、地上デジタル放送への完全移行によって空くこととなる周波数帯を利用した新たな放送（移動受信用地上放送）の早期実現を図るため、所要の改正を行うものである。

① 開設計画の認定制度の拡充（移動受信用地上放送をする無線局の追加）

現在、携帯電話等の基地局（電気通信業務用の無線局）について導入されている開設計画の認定制度について、移動受信用地上放送をする無線局を対象として追加する。

② 受託放送・委託放送制度の拡充（移動受信用地上放送の追加）

現在、衛星放送分野について導入されている受託放送・委託放送制度について、移動受信用地上放送を対象として追加する。

③ その他の移動受信用地上放送に係る規定の整理

上記①及び②のほか、移動受信用地上放送の実現にあたり、電波法及び放送法の関連規定について所要の改正を行う。

参考（省令事項）

- ・無線局免許の申請書及び添付書類等（無線局免許手続規則（昭和25年電波監理委員会規則第15号）第3条、第4条関係）
- ・記載事項の省略（同規則第15条関係）
- ・開設計画の認定の申請（同規則第25条の4関係）
- ・委託放送業務の認定の申請書及び添付書類等（放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）第17条の9、第17条の10関係）

- ・ 移動受信用地上放送の定義の追加（放送局の開設の根本的基準（昭和 25 年電波監理委員会規則第 21 号）、放送局に係る表現の自由享有基準（平成 20 年総務省令第 29 号）関係） 等
（告示事項）
- ・ 移動受信用地上放送の周波数等の追加（放送普及基本計画（昭和 63 年郵政省告示第 660 号）、放送用周波数使用計画（昭和 63 年郵政省告示第 661 号）、周波数割当計画（平成 12 年郵政省告示第 746 号） 等

(2) 規制の必要性

① 開設計画の認定制度の拡充について

現在、放送をする無線局については、無線局の設置場所等について国が置局計画（放送用周波数使用計画）を定め、これに基づき免許を与えることとなっている。

これは、従来の地上放送（テレビジョン放送等）は固定受信が前提であり、電波の到来方向を一定にして視聴者の利便に資するよう国が地域ごとに最適な置局計画を定める必要があったことによる。

移動受信用地上放送については、移動受信を前提としているため固定受信用の放送のような要請がなく、むしろ民間の創意工夫を活用して最適な放送ネットワークを構築することが適当である。また、そのためには、事業者が一定期間柔軟に置局できるような措置が必要となる。このため、現在、携帯電話等の基地局など電気通信分野についてのみ導入されている開設計画の認定制度の対象を移動受信用地上放送にも拡大するものである。

② 受託放送・委託放送制度の拡充について

現在、地上放送分野においては、無線局の管理運用主体（ハード）と放送番組の編集主体（ソフト）が一致する制度が採られており、無線局の免許人以外の者が放送番組の編集主体とはなりえないこととなっている。

移動受信用地上放送については、柔軟な参入形態を可能とし、多くの者の参入機会を確保するため、既に衛星放送分野で導入されているハード・ソフトを分離した制度（受託放送・委託放送制度）を導入する。

2 規制の費用

(1) 遵守費用（規制を受ける国民や事業者が規制を遵守するために負担する費用）

移動受信用地上放送をする特定基地局を開設しようとする者は、開設計画を作成し、総務大臣の認定を受けるために、電波法関係手数料令（昭和 33 年政令第 307 号）に基づく所要の認定申請手数料（137,100 円）の申請費用が発生する。

また、委託放送事業者の認定に際しては、登録免許税法に基づき、認定件数 1 件につき、90,000 円の登録免許税が課される。

- (2) 行政費用（規制主体において発生する、当該規制導入に要する費用）

総務大臣に対して開設計画の認定申請又は委託放送事業者の認定申請があった場合には、当該認定の審査を行うための行政費用が発生する。

- (3) その他の社会的費用（広く社会経済全体や環境等に対する負の影響）

特段想定されるものはない。

3 規制の便益

- (1) 移動受信用地上放送をする無線局の円滑な開設等

移動受信用地上放送に開設計画の認定制度を導入することにより、放送系全体に対する比較審査を通じて民間事業者のノウハウを活用した能率的なネットワークの構築が図れるとともに、認定の有効期間中は、認定開設者の事業リスクが軽減され、円滑に無線局を開設することが可能となる。

- (2) 無線局免許手続の簡素化

現行電波法の免許手続においては、放送をする無線局については個々の無線局単位で比較審査を行うこととされているが、開設計画の認定制度を導入することにより、放送系全体を対象とする開設計画について一括して比較審査を行うことが可能となる。これにより、個々の無線局の免許の際に比較審査を行う必要がなくなること、また、財政的基礎といった審査項目や申請書類記載事項の一部について省略することが可能となることから、手続の簡素化を図ることができる。

- (3) より多くの事業者の参入機会の確保

受託放送・委託放送制度というハード・ソフト分離制度を活用することにより、現在の地上放送に適用されているハード・ソフト一致による参入のみならず、ハードのみでの参入又はソフトのみでの参入が可能となる。

- (4) その他

国民・視聴者にとっては、携帯電話やカーナビ等の受信設備によって、いつでもどこでも、画像・音声・データなどの情報を組み合わせた多様な放送サービスを楽しむことが可能となる。

また、受信設備の製造者にとっては、製品開発分野における新たな市場が創出されることとなるといった効果なども期待できる。

4 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

今回の制度改革を行わない場合、国が主導的に置局計画を定めることとなり、民間事業者のノウハウを活用した能率的なネットワークの構築や事業者による柔軟な置局が困難となるほか、従来のハード・ソフト一致のみの制度では参入事業者数が限定されることとなり、多様なソフト事業者の参入が不可能となる。

- (1) 開設計画の認定制度を導入することにより、開設計画の認定申請に係る申請費用、行政費用といった新たな金銭的負担及び事務的負担は発生するものの、能率的なネットワークの構築や特定基地局の円滑な開設が期待されるとともに、無線局免許手続の簡素化による申請者及び行政の事務的負担の軽減が図られるため、今回の制度の対象拡充は適切であると考えられる。
- (2) また、受託放送・委託放送制度を導入することにより、より多くの事業者の参入機会を確保することといった便益が見込まれる等、様々な便益が期待される一方、費用については事務的負担を中心に限定的なものにとどまるため、今回の制度の対象拡充は適切であると考えられる。

5 有識者の見解その他関連事項

平成 19 年 6 月に一部答申を受けた情報通信審議会諮問第 2022 号「『電波の有効利用のための技術的条件』のうち『VHF/UHF 帯における電波の有効利用のための技術的条件』に対する一部答申」において、「今後の周波数利用ニーズを踏まえ、地上テレビジョン放送のデジタル化により空き周波数となる VHF 帯の 90-108MHz 及び 170-222MHz（略）の周波数帯を、移動体向けのマルチメディア放送等の「放送」（略）で使用できるようにすることが適当」等の内容を反映したものである。

また、総務省情報通信政策局長が開催した「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会」（平成 19 年 8 月 2 日～平成 20 年 7 月 10 日）の報告書における「いわゆるハード・ソフト分離制度の活用を可能とすること」「移動系電気通信業務について導入されている認定計画制度を参考として、（略）事業者が作成した計画を比較審査するという仕組みを導入すること」等の内容を反映したものである。

6 レビューを行う時期又は条件

法律の施行後 5 年を経過した場合において、改正後の電波法及び放送法の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、移動受信用地上放送に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

以上